

京都市くらし応援給付金（不足額給付）支給業務委託に係る募集要項

1 趣 旨

令和6年度に実施した定額減税の恩恵を十分に受けられない方への給付金（調整給付）の給付額に不足が生じた方等に対しては、当該不足分を給付することが国から示されており、当該給付金に係る国の令和6年度補正予算が令和6年12月に成立したところです。

ついては、本市において、「京都市くらし応援給付金（不足額給付）」の支給等事務を実施するに際し、市民からの電話に対応するためのコールセンター並びに相談窓口の設置運営、申請受付、書類審査及び支給状況管理等の一連の業務の受託事業者の選定を行うため、次のとおり提案を募集します。

2 業務の概要

(1) 名称

京都市くらし応援給付金（不足額給付）支給業務委託

(2) 委託期間

令和7年5月1日から令和7年12月末日まで（予定）

(3) 業務の内容

別紙1「京都市くらし応援給付金（不足額給付）支給業務委託実施仕様書」のとおり

(4) 委託費（上限額）

350,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本企画提案に参加する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること
- (2) 京都市の競争入札参加資格の停止中でないこと
- (3) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- (4) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はISO27001を取得し、現在も保持していること
- (5) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、コンソーシアム構成員の全員が(1)～(4)を満たすこと
- (6) 過去に、人口規模が20万人以上の地方公共団体において、「調整給付」、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」、「臨時福祉給付金」、「特別定額給付金」等の類似事業を元請として受託し、適切に業務を実施した実績を有すること

4 参加申請

(1) 申請期限

令和7年3月7日（金）午後5時【必着】

(2) 提出場所

「11 問合せ先」に記載の場所

(3) 申請方法

別紙2「参加申請書」により、持参又は郵送で行ってください。

5 本企画提案募集に関する質問及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は、参加申請者に限るものとします。

(2) 受付期間

令和7年3月7日（金）午後5時まで

(3) 質問方法

質問は、「11 問合せ先」に記載するメールアドレスに、件名に「プロポーザル質問」と記載したうえで、電子メールで送付してください。電話での質問は一切受け付けません。

(4) 回答

令和7年3月12日（水）までに、質問者に対し電子メールで回答します。また、京都市ホームページにも回答内容を掲載します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年3月17日（月）午後5時【必着】

※ 上記期限以降は受け付けません。

(2) 提出場所

「11 問合せ先」に記載の場所

(3) 提出書類及び提出部数

ア 参加資格を満たすことを証明する書類 1部

（会社案内、登記簿謄本、直近の決算書、プライバシーマーク又はISO27001を取得していることが分かる書類（証の写し等））

イ 企画提案書（任意様式）、見積書及び経費内訳書

・ 使用印鑑を押印したもの 1部

・ 使用印鑑を押印しないもの 6部

※ 別紙3「京都市くらし応援給付金（不足額給付）支給業務委託に係る企画提案書等作成要領」に基づき作成してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

(5) 注意事項

ア 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

イ 失格となる企画提案書等

企画提案書が次の事項のいずれかに該当した場合には、失格となる場合があります。なお、失格となった場合は、別途通知します。

・ 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

- ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの

7 受託候補者の選定及び結果の発表

(1) 選定方法

審査委員が提出書類及びプレゼンテーションの評価を行い、各委員の評価点の平均点を最終評価点として提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定します。

ただし、評価点の平均点が60点を上回った者がいない場合は、受託候補者を選定しません。また、応募事業者が1者のみであっても、公募は成立することとします。

○ 審査委員（予定）

所 属 名		
総合企画局	デジタル化戦略推進室	システム第二課長
文化市民局	地域自治推進室	市民窓口企画課長
保健福祉局	生活福祉部長	
保健福祉局	生活福祉部	生活福祉課長
保健福祉局	生活福祉部	生活福祉課担当課長

(2) 選定基準

別紙4「京都市くらし応援給付金（不足額給付）支給業務委託に係る評価項目及び評価基準」参照

(3) 企画提案書等に関するプレゼンテーション

- ・ 日時
令和7年3月24日（月）（予定）
※ 詳細については、後日参加者に通知します。
- ・ 実施場所
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所会議室（予定）
- ・ 内容
提案者による説明20分程、委員からの質問10分程度
- ・ 注意事項
 - ア 応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いて、プレゼンテーションの対象となる提案者の選考を行う場合があります。当該書類選考の結果、プレゼンテーションの対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知します。
 - イ 原則として、プレゼンテーションに参加しなかった者又は指定の時間に10分以上遅刻した者は、選定の対象外となります。
 - ウ パソコンやプロジェクター等を使用する場合は、提案者に持参していただきます。

(4) 選定結果

選定結果は、全ての参加者に対して電子メール及び書面により、プレゼンテーショ

ン実施後 1 週間後を目途に通知します。また、受託候補者の名称及び本プロポーザルに参加した全事業者の評価点（失格となった事業者を除く）を本市ホームページにおいて公表します。なお、選定結果に対する異議申し立ては、一切認めません。

8 業務委託契約の締結について

(1) 契約手続等

選定された受託候補者の提案内容を踏まえ、協議のうえ契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が、契約の締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合及び情報セキュリティの確保等、履行能力が確保できていないと認められる等、受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

(2) コンソーシアムの編成

受託候補者が、本契約について、コンソーシアムを編成したうえで、当該コンソーシアムと契約を締結することにより、個人情報取扱業務を複数の者が分担し又は共同して履行することが可能となります。

この場合は、契約締結時に契約の履行に当たる事業者及び業務分担等を明示した「京都市くらし応援給付金（不足額給付）支給業務委託に係る協定書」（別紙 5）を提出してください（別紙 5 のうち、運営委員会規則、業務処理規則、経理取扱規則及びコンソーシアム解散後の契約不適合責任に関する覚書についての作成は任意とします。）。

(3) 本企画提案者参加者間における下請負等の禁止

本企画提案において選定された受託候補者（コンソーシアムにおける構成員を含む。以下「契約者」という。）に対し、受託候補者に選定されなかった参加者（コンソーシアムにおける構成員を含む。以下「非契約者」という。）が、契約の履行に必要な物件又は役務を供給することを禁止します。

ただし、契約者が、非契約者以外の者を經由して非契約者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非契約者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得たときを除きます。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払計画、金額等については、本市と協議のうえ決定します。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、契約者を変更することがあります。また、その場合、既に支払った委託料の返還を求めます。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (2) 契約の履行に当たり重大な瑕疵がある場合
- (3) 事務遂行の意思が認められない場合
- (4) 事務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 その他留意事項

(1) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ア 提案に参加する資格がない者が提案したとき
 - イ 本企画提案に対して、2つ以上の提案をしたとき
 - ウ 本企画提案に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
 - エ 本企画提案に対して、2つ以上の代理人をしたとき
 - オ 見積書の金額、住所、氏名、印影又は重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積書を提出したとき、その他提出書類に虚偽があったとき
 - カ その他、本市が提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (2) 提案後の失格
- 提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に、提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失います。
- (3) その他
- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とします。
 - イ 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しません。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
 - ウ 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
 - エ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めません。
 - オ 全ての提出書類は、返却しません。
 - カ 本事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこととします。
 - キ 契約期間終了後においても、本事業に係る会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託者は協力することとします。
 - ク 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。
 - ケ 本件調達に係る本市予算が成立しない場合は、契約を締結いたしません。

11 問合せ先

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 5 階
京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課（くらし応援給付金担当）（担当：日高、岩沢）
電 話 075-741-7498
メール chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp